

議 長 受付番号第5号、井上栄一君の一般質問を許します。登壇願います。

9 番 井 上 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問を行わせていただきます。
受付番号第5号、質問議員、第9番 井上栄一。件名、松田町寄自然休養村管理センターの今後及び災害時の生活用水について。

要旨。1、昭和53年に建築された寄自然休養村管理センターは、築46年となり老朽化していますが、ここで町も改修の方向性をもって対応されているようです。寄地区の中心的な位置づけとなっている同センターの改築・改修をどのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

2、8月9日に神奈川県西部を震源とする震度5弱の地震が発生し、配水池の緊急遮断弁が作動し、町内において数時間断水といった事態が生じました。こうした災害が発生した場合の実際の生活用水の確保策に対し、どのように対応されるのか伺います。よろしくお願いをいたします。

町 長 それでは、井上議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず1つ目の御質問にお答えいたします。本町では都市部に住む人々に憩いの場を提供し、寄地区の自然を生かした観光農林業を計画的・組織的に進めていくため、昭和48年3月に国から自然休養村に指定され、国の補助事業を活用して様々な施設の整備を行っております。

御質問の寄自然休養村管理センターにつきましては、松田町寄自然休養村事業を総合的に推進し、観光農業の促進を図るとともに、健全な休養と研修の場を提供することを目的として、昭和52年度に総事業費5億4,500万円で、このうち国・県から自然休養村整備事業補助金として6割の3億2,700万円の交付を頂き、昭和53年に建築したもので、築46年が経過しております。

今後の改築・改修の方向性につきましては、これまでのまちづくり座談会にて要望やニーズなどをお伺いし、さらには令和5年度に設置いたしました寄地区活性化協議会の中での提案を参考に、資材や物価高騰など、現在の社会情勢等を踏まえて、基本的には現施設を大規模な改修工事に対応するのが望ましいと考えております。改修後のセンターの施設の機能等につきましては、昨今の観光ニーズを満たし、また各種意見・要望等を踏まえ、次の3点を考慮した改

修工事を考えております。

1点目は、寄地区の観光の核となる施設として求められる総合的な窓口機能を十分に備えること。2つ目に、情報発信の機能として、サイネージ活用などデジタル化を推進すること。3つ目は、地域内の商店の閉店により買物をする場所が限られているという状況があるため、地域の人々が集う場所並びに生活必需品はもちろん、観光客向けに地域の特産品の販売、さらには地域の魅力を発信の強化を図ることを兼ね備えた施設へのリニューアルを考えております。

そのため、現在デジタル田園都市国家構想交付金のうち、拠点整備推進交付金の活用による施設改修工事を行うことを予定し、交付金の申請後、採択を受けましたら令和7年度中に工事完了を目指してまいりたいというふうに考えております。

2つ目の御質問にお答えをいたします。緊急遮断弁は、町内17か所のうち主要な6か所の配水池に設置しており、震度5以上の地震を感知すると自動的に作動し、管の破損、破裂などによる配水池からの水の流出を防ぐ仕組みとなっておりますので、8月9日の地震時には遮断機能が作動したものでございます。これにより災害時の飲料水の確保のほか、病院や避難所への緊急拠点への給水、火災時の消火用水など、水を確保することができる仕組みとなっております。

さて、災害時の生活用水の確保を含む給水活動は、発災後、時系列的にその場の状況の変化によって対応することになります。発災から3日目までの即応救護時は、町は命に関わる飲料水を重視いたしますので、町民の皆様には3日分の飲料水の備蓄をお願いしております。また、町の備蓄では500ミリリットルのペットボトル1万本や耐震性貯水槽には合わせて全町民1人当たり3日分の飲料水を確保しております。次に、発災後4日目から1週間までの応急救援活動では、町は指定避難所に給水所を開設し、1日当たり1人10リットルの基準で飲料水及びトイレ、洗濯、手洗いなどに使う生活用水として提供いたします。

これまでの災害、例えば能登半島地震などの事例から想定いたしますと、この段階では国・神奈川県への支援要望により、人的・物的支援や防災協定を締

結いたしました自治体や日本水道協会などからの水の救援があるものと考えております。災害が大きい場合は、近隣の市町自治体は、同時に被災している可能性があり、支援を期待することができないことも想定されますので、千葉県横芝光町や長野県千曲市などの遠方の自治体からの支援を頂けるよう、体制範囲を広げています。また、防災協定を締結いたしました民間企業の日本BCPや富士忍野名水及び富嶽通運から飲料水としてだけでなく生活用水の補給や配水用車両の手配など、民生支援を頂くよう調整もしております。

発災後1週間から2週間までの応急救援活動では、1日当たり1人20リットル基準へ生活用水を増量し、水トレーラーやタンクの支援による給水所の増設、水タンク車など配水用車両の増加などを調整します。さらに、復旧が長期間にわたる場合は、町の福祉センターの水については井戸水でございますので、浴場を開放するとともに、国へ屋外入浴支援を要望するなど、民生支援の維持強化を図ってまいります。

なお、町の配水池にある水だけに限って申し上げますと、最大で497万リットルあることとなります。飲料水と生活用水を合わせて1人30リットル給水で換算したとしても、16万6,000人分、16日分となり、基本的には生活用水は十分確保できると考えております。命に関わる飲料水は、町単独で確保し、生活支援に関する生活用水や給水活動は国、神奈川県、協定関係機関、各家庭、個人などの各種の支援や備蓄と合わせて確保され、さらに配水池に確保している水により十分な給水活動を順次実施することができると考えております。また、今後も給水に関する装備品の購入を図るなど、町の給水能力を向上させ、体制を整えてまいりたいとも考えております。以上でございます。

9 番 井 上 それでは再質問をさせていただきます。まず1点目のですね、寄自然休養村管理センターの改築・改修についてです。今も答弁の中でですね、座談会で要望ニーズを聞き、住民のほうの要望をお聞きしたということとですね、令和5年に設置した寄地区活性化協議会の中での提案という回答がございました。町民からのですね、要望というものは、どういったものが具体的にですね、あったのか。寄地区活性化協議会における住民の提案というものは、どのような提

案だったのか。これらは地区の住民が寄自然休養村管理センターの今後のですね、やはり機能、方向性をどう考えているかということを示すものだというふうに考えますので、それらについてですね、町民のほうの意向について説明をお願いをしたいと思います。

観光経済課長 協議会は、松田町総合計画審議会の会長を代表としまして、それぞれの会の団体の代表をする方で構成された組織でございます。具体的には、寄地区振興協議会、自然休養村運営協議会、松田町自治会長連絡協議会の副会長、または寄小学校長、寄地区の公共施設用地の地権者、公募による委員、こちらは2名おられたんですが、寄にお住まいの方2名を登用いたしました。そういった構成メンバーによりまして、地域が抱える人口減少等による社会課題の解決や、地域活性化に向けた取組等を協議をいただきました。令和5年度から協議を行っておりまして、令和6年度現在も協議をさせていただいておるところでございます。

御質問の協議会での意見ということでございますが、令和5年度の協議の中で、3点題材が大きくありまして、1点目が地域の活性化についてと、2点目が人口減少の対策について、3点目は令和6年度の協議会の進め方についてという、5年度の話合いの結果が提案がありました中で、自然休養村管理センターにつきましては、寄地区に点在する観光資源などについて、利用者ニーズに合ったものへリニューアルが必要だということで、寄自然休養村管理センターの利便性向上に向けた改修が必要ではないかといった御意見がございました。

また、寄自然休養村管理センターのオペレーション機能の充実も必要ではないかというような御意見もございました。

また、寄全体の観光振興を図る組織づくり、例えば観光協会を一部移転するとか、そういった御意見もございました。

そういった御意見があった中で、座談会についても毎年のように行っておりますが、これまでの座談会でも寄自然休養村管理センターのそろそろ建て替えたほうがいいのではないかというような改修を望むような声もございました。

それと、さらにちょっと遡りますと、平成29年度にYHVというのがござい

まして、YHVの報告書によりますと、短期的・中期的・長期的の取組として提言がなされたものでございまして、管理センターについては短期的な取組は寄の情報の紹介スペースの充実を図ったというのがございました。中期的な取組としては、利用者の集う仕掛けの設置が必要ではないかというものがございました。長期的な取組としましては、個人客も泊まれる個室の整備、1階のスペースの改修など、こういった御意見がございました。

このように、これまで繰り返し座談会や協議会、YHV、こういった機会を捉えまして、住民の声を聞いてまいったところでございます。以上です。

9 番 井 上 今のお聞きした内容で、多分座談会というのは、町政懇談会というふうな意味の中であったということで、改修を望むという、その一言だけだったんですけども、それ以外は出てないというふうに理解してよろしいんですか。それともかなりそういう改修を望む声というのが多かったのか。ただ改修を望みますというだけでは、やはりそういう座談会の中での声としてはね、こういうことが機能として必要なので、こういうふうに改修をしていただきたいというふうにですね、出るのではないかなというふうに思いましたが、そういうことではなく、単純に改修を、古くなったから新しく改修してほしいと、そういう声だったのか、その辺についてはいかがでしょうか。

観 光 経 済 課 長 単に改修が必要じゃないかというような御意見と、一方では管理センターが核となっている施設でございますので、観光の情報だけではなくて、あらゆる情報というのは発信の場であってほしいというような御意見もございました。観光以外の情報も発信したらどうかという、できるような場所になってほしいというような御意見がございました。

9 番 井 上 そういった声が座談会、活性化協議会の提案だったということで理解をさせていただきますが、寄地区のですね、寄地区活性化協議会に参加された方のちょっと個人的な声というのがですね、やはり聞こえてきているんですけども、大分ですね、その活性化協議会の中で、1年半、様々な課題、その中に寄自然休養村管理センターの今後についてという話合いも活発に行われてきたというふうに聞こえています。やはり今まで1年半ですね、そういった協議会の中で

お話をされていた内容がですね、と違う内容がですね、ここで提示をされてしまったという意見がございました。1年半前からの寄地区の活性化協議会の検討内容とですね、今、町長のほうの答弁でありました観光の総合窓口、情報デジタル化の発信、特産品等の販売というものが結構入れ違っているような形で、寄地区住民の声としてですね、感じているのではないかなというふうに私としては思いますが、その点についてはですね、町のほうの考え方と協議会の委員の考え方、寄地区住民の声というものがどのように乖離をしているのか、お分かりになればですね、回答をお願いをしたいと思います。

参事兼政策推進課長

まずですね、今の御質問にお答えさせていただきます。寄地区活性化協議会ということで、令和5年度から進めてきたことがございます。こちらにつきましては、令和6年の8月にですね、町のほうに報告書が上がってございます。この会議の中で、私も参加しておりますので、おおむねですね、その辺の情報共有はしておりますので、まずこの1年半の中でですね、あらゆる視察をしたり、寄地区に即した形で、今後何が必要なのかというところで、この目的がですね、やっぱり寄幼稚園、小学校のですね、存続ということを目的に進めているという形、そこが人口増加につなげていくというところの中で議論をさせていただきました。

その中で、寄の管理センターにつきましては、当初ですね、いろんな意見もありました。その中の一つとしてまとめた報告書にはですね、管理センターの改修に際しては入浴施設の整備と、まきボイラーの設置を検討されたいというところの報告が上がってございます。これを受けて、令和6年度の1回目、2回目の会議の中ではですね、そもそもこの管理センターを改修する機能を議論する場所ではないという形に変わっています。というのが、最終的に地域内を結ぶ交流拠点のハブの機能をどうしていくのかというところの議論の中でですね、施設の機能を議論するところではなく、その機能等を生かして、どういうソフト事業をしてハブにつなげるかというところが議論されて、現在に至っているところでございますので、そういう機能につきましては、それは町のほうで十分議論していただければいいのではないかとというのが最終的な報告に今

なっている状況ですので、そうした中でですね、今後管理センターをどのようにしていくかというところについての議論の前に、まず地域活性化協議会の中ではソフト事業をどう結びつけて、例えばですけれども、その中ではですね、その委員さんの中で1人ですね、鎌倉のほうでですね、施設の人工芝を作って、いろんな機能の中で交流のハブとして今やっていますというようなビデオを見ながらですね、こうしたことが拠点の一つとしてやっていこうというふうなことですね、今後進めていこうという結果になっておりますので、現状は管理センターというところの機能というところでは、議論はされていないというところでございます。以上です。

9 番 井 上 今の答弁をまとめますと、活性化協議会の中の意見としてはですね、管理センターの改修といった部分については、町が進めるべきだと。協議会のほうとしては、やはり機能内のハブとしての立ち位置なり、ソフト面での充実というものに対して検討をしていこうということだというふうに理解をいたしました。（私語あり）違うんですか。

町 長 今みたいな格好で取られちゃうと、絶対違う方向に行っちゃうので、ちゃんときちっと話しておきます。令和5年にお話をさせていただいて、その議論の結果、先ほど報告があったように、活性化協議会のほうではお風呂を広くしたりとか、トレッキングのお客さんたちを設けて、まきボイラーを使いたいという、正式に報告書をもらっています。一旦、町としては。ただ、これからそこまでの部分はそこまでやって、これからソフトのほうの話に切り換えようとなっただけなので、一切何かその辺の話を、今はしてないだけで、それまでにはそういった話をする機会は十分にあったはずの中から報告をもらっているというふうに理解をしていただきたい。そうしないと、全く何か機能の話は話していないのに、町が何で勝手にやってるのよみたいにとられるのは、すごくちょっとつじつまが合わないことなので、訂正して…訂正というか、そんなふうに御理解ください。以上です。

9 番 井 上 今、町長から追加のお話がありました。この辺は議会のほうにはほとんど聞こえていない内容ですので、私は町民のほうからの声としてですね、あれなん

ですけれども。今の話をお二方の、政策推進課長と町長の話をまとめますと、令和5年の時点で管理センターのほうの改築の話が具体的に出てきて、入浴施設、まきボイラーがやはり観光面等の中で必要だという報告書が上がってきたと。現時点では、それらの改築・改修については、協議会のほうとしては、それは町のほうに機能面での改修というのは町で検討をしていただきたいということにしたと。協議会のほうとしては、現在はやはり地域内のハブとしての位置づけ、ソフト面での充実をどのように進めていくかということを検討をしていこうというふうになったというふうに理解をしました。

で、今回ですね、答弁の中にありました、ここで大規模改修の方向性として、国のほうのですね、デジ田の交付金に対する申請とですね、あとは外部的には寄自然休養村管理センターの改修事業委託に向けたサウンディングを実施をしているというふうに理解をしたということによろしいでしょうか。

町長 前段のほうはそのように整理していただいて、合っています。全く何か勝手にやっているように取られちゃうと、おかしな話ですが、正式にちゃんともらったものをベースにやっていますので。

その後のサウンディングのちょっとお話がありましたけれども、サウンディングというか、そこはですね、我々にはどこがどうかというよりも、今まで、先ほどちょっとお話とかぶっちゃいますけど、やはり座談会で買物するところないよねとか、要は全体をちょっとまとめなきゃいけないのに、ちょっと観光のハブになってないよねとか、そういったことが本当にあったりとかしていたので、そういったお話をいただいた内容で、今、我々の中でですね、いろいろ計画を立てようというか、立てているような状況です。そこにはですね、冒頭でというか、私の答弁書で書かせて…話をさせていただきましたけれども、やっぱり資材高騰だとか、何かいろんなことを考えると、当然…当然というか、建て替えがいいという話も当然ありますけれども、非常に多額なお金がかかってしまうというふうなことの中で、やっぱり今ある建物の外周部は変えずに、中の中で改修をするとなると、それなりの制限が出てきますので、いろんな要望があったにしても、その中でやっぱり優先順位を立てて、今後もさらに設計を

進めていきたいということも考えています。なので、サウンディングはもう、そういったお話をいただいている中でのサウンディングは一旦はフィックスまでしてませんけれども、今そういう状態だと。今、これまでのほうがサウンディングをしていたというふうに御理解ください。以上です。

9 番 井 上 今までのですね、状況というのはですね、先ほど今、町長がまとめていただきました、私も理解をいたしましたところだというふうに思います。今これからの自然休養村管理センターの、寄自然休養村管理センターの改修は、これからの事業だということで、その中にですね、これ、今はですね、一般質問の場ということで、一つ私、議員としてですね、考えている中では、寄地区を見た場合にですね、今、寄総合センターということで、実際ですね、施設設置条例の中にはないんですけれども、看板は寄総合センターというふうに看板が掲げてあります寄出張所、寄診療所ですね、施設が老朽化をしているということの中から、この寄総合センターを含めたですね、基幹センターとしての寄自然休養村管理センター…あ、ちょっと自然休養村を入れるのがあれですけれども、寄の管理センター、寄総合管理センター、仮称といったものをですね、検討をしたらどうかというふうに、ちょっと私の意見の中でございます。

これらをですね、寄地区の住民や協議会等のグループ組織に対して、大規模改修の機能案として提示してね、検討をしていただいたらどうなのかなと。たしか寄自然休養村管理センターは鉄骨造の建物だというふうに理解をしています。なので、建て替えはかなり高額な費用がかかりますが、大規模改修の中ではですね、一部出張所、診療所の機能を含めると、一部増築も必要になるかもしれません。こういった考え方もありますが、一般質問の場ということでですね、担当者、町長のお考えがありましたらですね、お伺いをしたいと思います。

町 長 多分井上さんの質問だろうから、担当者にもしゃべってもらいたいんでしょうけどね。せっかくですから私が話しましょう。おっしゃる提案はですね、本当に前にも考えたこともあるんですけれども、御存じのように今の診療所、出張所がある建物が築たしか30年ちょっとぐらいだったと記憶していますけれども、間違っていたらすみません。以前その目の前に農協さんのところ、土地が

あって、あの土地を購入、今は購入させてもらっていますけれども、購入する際、将来的にはあそこに建替えができればというふうな思いがあってあの土地を購入させていただいた経緯があります。と申しますのが、やはり寄地区全体を見渡したときに、あの場所が比較的中心部というか、中間にあるというか、そういったこともあったものですから、あの土地を購入させてもらったという経緯があります。よって、それとやっぱり築年数を考えるとですね、あの機能をそのまま移転するというふうなことは、まだちょっと、もうちょっと改修といたしましよかね、そういったもので成り立っていくようにしていければいいなというふうな思いもありますし、何せ今ちょっと診療所も御存じのように毎年毎年ちょっと言えば負担が、持ち出しの負担が多いような状況でもあります。時に、今の基金を改築なり何なりということで、3,000万ぐらいとかという思いもあったりとかしてましたけど、このままいくと四、五年でなくなっちゃうというような勢いで、もう急激に基金がなくなっている以上は、今の状況を本当に続けられるのかというふうなことも正直ありますので、現状は今のままのところ、改修等必要な部分をやっつけていかせていただきたいと。

またですね、今の診療所…ごめんなさい。管理センターに増築をすると、おっしゃるとおりできると思いますけども、今、町民の方から要望を得た中でやっていくと、外周部自体の1、2階は、もうあの中で結構ぱんぱんな状態かなというふうに私の中で絵を描いたりとかすると、そんな感じでありますので、診療所と出張所をもってくるとなると、完全にあの施設分の規模感的には増築せにゃならないということもあるもので、今回一つ計画するのは、時期的なもの手順と考えると、要望をいただいたハブとか買物をする場所だとか、そういったもの、お風呂の改修工事とか、ああいったものだけに限った中で、また数年後の議論として建て替えだとかいうことはあろうかと思えます。その際には、今、寄…時代も多分変わっていると思うので、寄の郵便局さんとかにもですね、お声かけして、郵便局で出張所みたいな機能を全て持ってもらう、そこでひとつ管理してもらおうようになってくると、なおいいかなとかという素案といたしましよかね、妄想しているような状況です。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。大分、最終的にはね、この辺の事業整備というのは、やはりお金の問題になると思います。その中で、やはり効率的な運用をですね、していただくという観点からはですね、そういった方向性なのかなというふうには理解をいたしました。

管理センターのほうの関係で、あとですね、今、例えばお風呂の改修といたしましたが、多分、寄地区の活性化協議会のほうでのそういった意見が出たというのは、観光客に対してのやはり登山客とかですね、トレッキング等をされていた方が、やはりそういった施設の中で、今現在もあります、お風呂がありますけれども、しっかりとしたお風呂の整備をされて、そういったところで汗を流して機能が必要だということだと思いますが、今現在ですね、人工芝グラウンドの設置工事が進んでいます。人工芝グラウンドとしての設備が出来上がると、関連施設としてですね、当然、更衣室やシャワールーム、トイレなども施設整備が必要となってくるのではないかなというふうには想定しますが、そういった更衣室、シャワールーム、トイレなどの人工芝グラウンドの関連の施設整備をですね、やはり今言われたお風呂の改修の中にですね、休養村管理センターの大規模改修工事に含んでいこうという考え方があるのか、それはもう別だよと。観光客のための機能面の整備だよということなのかを確認をさせてください。

町 長 今回まだポンチ絵みたいな状況ですけれども、お風呂は、私の感覚からすると、今の倍の大きさぐらいにして、そこから外に出て、露天風呂みたいな形で、下を掘ったりはするつもりませんが、一応下に浄化槽とかあったりするので、そこにデッキを張ってそこにぽつんぽつんと置くような、やったり、あとはサウナスペースを作ったりとかというような感じにして、基本的にトレッキングのお客さんも含めて、この人たちだけじゃなくて、今言われてるような方々にも使ってもらえるようにはしたいというふうに考えています。あとは、その方々がやっぱり泊まってもらう形にやっぱりするためのお部屋のつくり方も、やっぱり要望で個室にしたほうがいいのかというお話がありますから、そういうふうなことも考えています。その中で、やっぱりこれは足らんよと。ニーズ

がもうこれだけきちゃって、泊まるところでこうということになると、当然ですけど、今、ほかにも民宿がありますから、民宿の圧迫にならないような状況の中で、泊まる場所とかというのはまた考えなきゃいけないですけど、ただ、手前のシャワー、トイレも身近にやっぱりあったほうがいいということになれば、これはまた地方創生というか、こういった費用じゃないところからの補助金とかもありますので、そういうのを活用させてもらいながら、ニーズに合わせて対応…ニーズに合うような格好で対応したいというふうには考えております。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。寄自然休養村管理センターの改修についてはですね、そういった中でですね、今後ともやはり地元と、地元の声を聞きながらですね、進めていっていただきたいというふうに思います。

そこでですね、ここで2点目のほうにですね、移りたいと思います。災害が発生したときの生活用水の確保についてはどうなのかということです。実際に8月にですね、震度5弱の地震が発生をしたということの中で、先ほど答弁の中にあっただ様な確保策でですね、災害時・緊急時の対応をされているということで理解をさせていただきましたが、それらに対するちょっと補足のですね、再質問をお願いをしたいと思います。

実際にですね、8月は震度5弱でしたけれども、震度5強以上ですね、災害が発生をするとですね、今日の一般質問の前者の中にもありましたが、水道管の損傷が起きるのではないかとか、それに耐震性をどのようにもたせるかという質問もございましたけれども、今回ですね、震度5強以上の災害が発生をしたとする場合ですね、緊急遮断弁が作動し、6か所の配水池でですね、497万リットルが貯水をしてあるという説明があったんですけども、まずお聞きしたいのは、この緊急遮断弁がですね、設置してある配水池には当然水は満杯でたまっているわけですよね。そこからですね、水道管が損傷しちゃった場合には、緊急遮断弁をこの8月のように、そこでリセットはできない状態になりますよね。もう水道管の本管が破損をしていると、やはりそこを修理、復旧しないと配水池から水が流せない状態だというふうに私は理解をしているんです

けれども、そこからですね、497万リットルあるから大丈夫だよという答弁の中では、配水池から直接的に飲料水が給水できるのか。例えば飲料水がその配水池から給水車でですね、積んで各家庭、避難場所とかですね、各家庭等に行くことができるのか。その辺の可能性というのがちょっと分からない点ですので、どうなのかお伺いいたします。

環境上下水道課長 町には車載用の給水タンクというのは3基持っております。なので、緊急遮断弁が落ちた配水池のところに行きまして、そこで水を入れて、各避難所のところに持って行くことができます。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。じゃあ、その配水池のところ給水車のタンクへ直接的にホース等で給水ができるということで理解をさせていただきました。先ほどのですね、最初の町長の答弁の中では、最初ですね、災害発生した3日間は各町民において3日間の飲料水を備蓄をしてくださいという説明があって、その後はですね、指定避難所に給水所を開設をして、給水車で対応するなり、また近隣からの応援等を時系列的に対応できているよという説明、答弁がありました。

その中でですね、やはりちょっと確認したいんですけども、能登半島地震の発生状況を見ますとですね、かなり道路が破損をしていると。状況とか地形とか地質というのが違うよということかはよく分かりませんが、松田町の場合にはかなり土砂崩れの警戒区域というのが、かなり大きな面で松田山からそういった土砂崩れが想定をされる部分もあります。道路自体もですね、陥没が起こるという可能性もあります。本当に松田町の東名の近くには、活断層も走っているというふうに理解をしています。

そういった中で、今現在ですね、給水車の出動を期待をするんですけども、道路の破損状況からですね、給水車の活動というのはどうなのか。何とかね、例えば四輪駆動車等ですね、どこでも行けますよというふうな状況なのかどうなのか、その辺についてはいかがでしょうか。

安全防災担当室長 議員さんの質問にお答えします。基本的には災害が起きたときの支援の中には、道路の警戒、道路の開放というのも入ってきます。当然、支援をもらった

ところは自衛隊車両等はその道路の破損状況を考えて、小さな小型トラックに水タンク車等を積んで支援するような車両を頂けるし、かつその道路の状況を見て、警戒して進むような編成で来ていただけることを考えると、思っています。また、民間企業と提携を結んでいる日本BCPとは、水タンク車といいまして、幅が全部中型以下の小さいもので、その松田のような小さい道路でも支援していただけるように、2トン車の水トレーラーを調整しています。そういうところを組み合わせれば、そのときの当然状況にもよりますけれども、配水というのできるのではないかと考えています。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。何とか道路が陥没・隆起をしても2トン車という大きくない、大型車両でないものについては対応ができるということで理解をさせていただきました。

その中で、答弁の中でですね、あと確認…答弁の中でちょっと確認をさせていただきたいんですけども、あと町ですね、配水池とですね、自分で用意をするペットボトル等の話もありました。もう1点ちょっと確認をさせていただきたいのが、耐震性貯水槽ですね、全町民3日分の飲料水が確保されているというふうな答弁の箇所がありましたけれども、これはたしかですね、町内3か所、松中、松小とこの松田町庁舎ですね、松田町役場の3か所がその耐震性貯水槽なのかなというふうに思っていますが、そのことでよろしいのか。これはですね、寄地区には耐震性貯水槽というのは今の時点では対応されているのか。そこをちょっと確認をさせてください。

安全防災担当室長 質問にお答えします。耐震性貯水槽は、今話にあったとおり、松田のほうに3か所となっています。寄のほうは、ペットボトルの備蓄数なんですけれども、松田の基準より3倍今上げていまして、備蓄量を上げております。防災として管理するところは、そういった備蓄数の、食糧もそうなんですけれども、3倍から5倍というところを管理して、当面の当初の緊急的な段階は耐え得るように備蓄を図っています。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。なかなか耐震性貯水槽はですね、設備的に大変で、それだけ単独ということではですね、難しいかなと思いますが、今、寄小学校の

建設、建て替えですね、等を検討されているというところで、そういった中で
ですね、寄地区の耐震性貯水槽をどうされるのか。町長のお考えがあればお伺
いをしたいと思います。

町長 御質問にですけれども、寄小学校については恐縮ですけど、改修工事を予定し
ているので、建て替えではございません。まず1点ね。

ただ、耐震性貯留槽、貯水槽の話につきましては、前回も議員さんから御質
問頂き、寄に必要かどうかというのも含めながら、今検討しながらですね、や
っているところでもございます。現在のところは、寄小のところに設置する
というのは今、検討してなかったもので、その辺もちょっと必要であればもうち
よっと防災と調整しながら考えたいと思います。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。町内3か所あれば寄1か所というのがやはり町民
からの希望ではないかなというふうに思いますので、検討をよろしくお願
いしたいと思います。

最後になりますけれども、今ですね、飲料水等については、全般的にこうい
うふうな体制の中で、災害時の対応としてはですね、町としては十分な対応策
をやられているのかなというふうに思いますが、以前ですね、今回私がこの一
般質問をさせていただいたのは、以前、自分の家にですね、井戸があって、水
質検査されていたんですけども、ここで断水等が、地震による断水等があっ
たので、そういった井戸水の検査というのは、なくなっちゃったのかという声
の中で、今回の一般質問をさせていただきました。飲料水だけでなく、やはり
生活用水をですね…も必要になってくると。1人、基準では20リッターという
ことですが、外部に頼ることなく、近隣の人がですね、井戸水を利用
するためですね、井戸水等の水質検査をですね、年1回、たしか以前は年1
回程度の水質検査ではなかったのかなというふうに思いますが、そういった水
質検査を復活させてですね、災害時の住民に対応する生活用水を確保されるこ
とについてのお考えをお伺いをして終わりたいと思います。

議 長 安全防災担当室長、簡潔にお願いします。

安全防災担当室長 井戸水の検査は、平成29年までやっていた情報を確認しておりま

す。それです、今、議員さんがおられたのは、防水井戸という今、全国的にはやっているところの運用だと思うんですけども、その防水井戸の運用というのは、この町ではやっておりませんので、その内容を確認をいたしまして、どういう運用ができるのか、こちらのほうで検討したいと思います。以上です。

9 番 井 上 終わります。ありがとうございました。

議 長 以上、受付番号第5号、井上栄一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。14時50分から再開いたします。 (14時33分)